

定例監査の結果

1 監査の期間

令和3年4月19日から令和3年5月7日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 農地整備課

(2) 対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 農地整備課

ア 契約事務において、契約締結の決裁前に業務を委託しているものがあった。

規則に準拠した適正な事務を遂行されたい。 【行政組織規則第5条】

イ 調定事務において、交付決定時に調定していないものが散見された。

規則に準拠した適正な事務を遂行をされたい。 【予算決算会計規則第26、27条】

ウ 排水機場等管理業務事務において、作業時間の集計に誤りがあった。

契約に基づき適正な事務処理を遂行されたい。 【排水機場等管理業務委託契約書】